立候補届で書類記載上の注意事項

文字は、楷書で明確に記載してください。

「候補者届出書」関係

〇候補者欄

・「氏名」は、「戸籍抄本（個人事項証明）」に記載されている氏名（戸籍名）のとおりに記載してください。

・「ふりがな」は**ひらがな**で記載してください。

なお、「戸籍抄本（個人事項証明）」に記載されている氏名以外の氏名を選挙運動で　使用する場合（通称を使用する場合）にも戸籍名で記載してください。（通称認定の申請については後で説明）

〇性別欄

男、女の別を記入してください。

〇本籍欄

「戸籍抄本（個人事項証明）」に記載されているとおりに都道府県から記載してください。ただし、数字は、算用数字で記入してください。

〇住所欄

住民基本台帳に記載されているとおりに都道府県から記載してください。数字は算用数字出記載してください。

〇生年月日

・「戸籍抄本（個人事項証明）」に記載されているとおりに、元号から記載してください。

・満年齢は投票日（11月22日）現在で算定して記載してください。（別添年齢早見表を参照）

〇党派欄

・「所属党派証明書」を有する者は、その政党等名を記載してください。

・政党等に所属していない人は、「無所属」と記載してください。なお、政党に所属していても、「所属党派証明書」を有しない者は「無所属」と記載してください。

〇職業欄

・主として生計を立てている職業を一つ記載してください。（「主婦」は、職業とは解されませんので無職と記載してください。）

・兼職禁止の職にある者は、その職業を記載してください。

【注意】市議会議員との兼職禁止の職

1衆議院議員または参議院議員（地方自治法92①）

2地方公共団体の議会の議員及び常勤にの職員（地方自治法92②）

【注意】兼職禁止の職にある者は、法令89条により立候補することができず、もし、現職のまま立候補した場合は法第90条の規定により、立候補届で書類が受理されたと同時にその職を辞したものとみなされます。ただし、任期満了による選挙について、現職の者が、その選挙に立候補する場合は現職のまま立候補することができます。

〇添付書類

該当するものの算用数字を〇で囲んでください。

〇枠外部の記載事項

・候補者欄に記載した氏名（戸籍名）を記載してください。

〇押印箇所について

・署名の右横の「印」の部分

・書類上部に捨て印

・抹消または訂正した部分

「宣誓書」関係

被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び当該選挙おいて候補者となることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

候補者届出書に記載したとおり住所及び氏名を記載し、候補者の印を押印してください。

「通称認定申請」関係

「通称使用」とは、選挙管理委員会が告示し、または作成くする文書等において、「戸籍の氏、名（個人事項証明）」に代えて記載または使用する次の場合を言いますが、この場合には、候補者本人が選挙長に対して「通称認定申請」を行う必要があります。

1　戸籍に記載された氏名が常用漢字にない文字である場合に、これを常用漢字にあてて記載してもらいたい場合。

2　戸籍に記載された氏名が漢字である場合に、これを仮名書きで記載して

もらいたい場合。

3　戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）によらず、他の氏名を使用してもらいたい場合

申請する場合において上記1及び2の場合については、申請のみで足りますが、3の場合には、本名（戸籍名）に代わるものとして広く通用していることを説明し、そのことを証するに足りる資料の提示（添付）が必要です。（令89⑤準用令88⑧）

〈広く通用していることを証する資料〉とは、通称使用したい氏名によりなされている著書、新聞記事、公の機関の発行した文書、氏名、はがきまたは手紙等の信書など社会的に広く通用している実績を示すものです。

通称認定申請が認められますと、次の事項についてはすべて通称で記載されることになり、候補者も通称を使用しなければなりません。なお、投票の効力決定と通称使用の有無とは関係ありません。

通称で記載され、または使用しなければならない事項

・立候補届の告示
・新聞広告
・選挙公報
・投票所内の氏名等掲示
・期日前投票所内及び選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票所内の氏名等掲示

上記以外のもの、たとえば、選挙運動用ポスター、ビラ、立札、看板等に本名（戸籍名）あるいは通称のいずれを使用するかは、通称認定申請に関わりなく候補者が自由に決められます。